

蜷川府政の農政

朱 然

第1節は革新自治体による農政を概観し、蜷川農政はその重要性のわりに、先行研究が乏しいことを指摘した。

第2節は先行研究に基づき、日本の高度成長期の農政を新農村建設（1956～1959）、基本法農政（1960～1969、第一次農業構造改善事業）、総合農政（1969～1976、第二次農業構造改善事業）に分けた。政策の相違から見て、新農村建設（1956～1959）は河野一郎の主張で、自立－供給側経済学であったが、基本法農政、総合農政は依存－需要側経済学であった。

第3節は蜷川農政の理念は蜷川府政の他の領域の政策と共通していることを明らかにした。

第4節は高度成長期にわたる蜷川府政の農政を検討し、国政の農政は方向転換があったが、蜷川府政の農政は一貫して自立－供給側経済学であったことを明らかにした。

第5節は蜷川府政の土地改良を検討し、選挙での通説と違い、蜷川府政は土地改良に積極的であったことを明らかにした。また、京都府においても、他の都道府県と同じく、中央の土地改良の補助金が政治的配分であったので、蜷川府政は土地改良事業を進めることができなかったことを明らかにした。

1 蜷川府政の農政に関する先行研究

蜷川虎三（1897～1981）は7期28年間にわたり、京都府知事を務めた（1950～1978）。戦後直後の革新知事の中、蜷川虎三は高度成長期まで落選せずに務めたただ一人の革新知事であり、また、全国はじめての6選知事、7選知事であった。

それゆえ、蜷川虎三の知事選挙は京都府を超えて、全国の政治状況に大きな影響を及ぼした。政令指定都市の京都市以外を主な行政範囲とする京都府にとって、農政は非常に重要な政策分野であった。

また一方、革新自治体のほとんどは市町村であったので、福祉行政・教育行政を経験できたが、農政はほとんど経験し得なかったのである。都道府県レベルの革新首長が3期

以上続いたのは7期連続当選（1950～1978）蜷川虎三知事しかなかった。それに加え、他の革新知事は東京・大阪など農村問題がさほどないところにあるので、革新自治体の農政と言えるものはほぼ蜷川府政にしかなかった。

その重要さのわりに、蜷川府政の農政について、先行研究は非常に少なかった。おもなものは京都府政研究会『戦後における京都府政の歩み』（1973年）、京都府農政研究会『くらしとふるさとを築く』（1974年）、京都府農地行政史編纂委員会『京都府における農地政策の展開と土地問題』（1981年）である。そのうち、京都府政研究会と京都府農政研究会とは京都大学の若手研究者を中心メンバーにし、蜷川虎三知事（当時）が府職員研修のテキスト作成をも視野にして研究を委託した研究会である。京都府農業会議事務局総務課長の渡辺信夫（当時）が研究を委託する責任者であった。作成の経緯からわかるように、先行研究は蜷川府政を擁護するという立場によって、必ずしも蜷川農政を完全に検討できたとはいえない。とくに土地改良など政治的な要素が多く含まれた事業に関して、いずれの先行研究も解明できなかった。

本論文は文献調査と聞き取り調査を通じて、蜷川農政の政策を分析し、経済思想史の視点から、その政策思想を明らかにする。

2 高度成長期の日本農政

高度成長期の日本農政は3つの時期に分けられる。新農山漁村建設（1956～1959）、基本法農政（1960～1969、第一次農業構造改善事業）、総合農政（1969～1976、第二次農業構造改善事業）である。

1950年代前半の広川弘禪、保利茂農相時代、日本は食糧供出が終わったばかりで、農政の目標は増産、とくに米の増産であった。

1955年末の保守合同、鳩山一郎内閣誕生に伴い、戦前は農政担当記者であった河野一郎が農相に就任した。河野一郎が進めた農政は新農山漁村建設（1956～1959）であった。

1955年12月、閣議後の記者会見で、河野一郎は「従来の農林行政は食糧増産に偏し、これに並行して特殊農業地域立法による振興策が付随的に行われているが、これは正しいやり方でない。……これからは農村の自立に対して政府が協力していくようにすべきで、これまでの国家的意図をもった農政から町村を中心にした農政に切り替え、一つ一つ町村に基盤をもった農政を立てていきたい。この農村自立計画が町村単位とはいかず、経済規模とか適地適産等の観点から見て旧行政区画の方がよい場合もある」と発言した。

河野一郎の発想を受けて、1956年に「新農山漁村建設総合対策要項」が閣議決定され、方針は「農産漁民の自主的な創意に基づく適地、適産を基調とした農山漁村の振興に関する計画の樹立及び実施を総合的に推進」と決まった¹⁾。

新農山漁村建設の具体的な施策について、各市町村において、役場・農協そして民間団体によって、新農村建設協議会を設立し、事業施行の旧村（集落）を指定し、土地改良、共同施設・共同利用農機具、集会所等さまざまな事業をリストから選び、3年間計画で事業を実施する。新農村建設事業の特徴は集落単位（市町村単位でない）とメニュー方式である²⁾。

1961年の農業基本法制定前後から、日本の農政は新農村建設から基本法農政へと変わり、商業的農業から大規模化へと方向転換が行われた。方向転換後の日本農政は主に農業構造改善事業であった。農業構造改善事業の発想は、農民一人あたりの土地・資本規模を拡大することによって、労働生産性を高め、一人あたり所得を高めることであった。中小企業の「過小過多」問題と同じように、農民の生産規模が小さい、かつ数が多いことは農業の「構造問題」と見なされた。農業構造改善事業は大規模化によって農業の「構造問題」の解決を目標にしている。農業の「構造問題」、そして大規模化というのは農業基本法に盛り込まれ、法律となった。ちなみに、中小企業基本法（改正前）も農業基本法と似たような発想に立ち、法定化の背景には農業基本法の影響があったという。

基本法農政の具体的な施策について代表的な研究の1つから引用すれば、「とりあげる基幹作目が決まると、北海道から九州まで同じ事業内容になる、といわれた画一的なセット方式の事業のやり方である。南北に細長い日本列島では、北海道と九州の牧草は違うはずであるが、いずれも外国産の牧草種となると、その相違は相対化される。日本農業のおくれた具体的な自然条件の相違に配慮を払わず、生産者農民の主体性を尊重しない方式、所期のコストダウンを可能にする大型農業機械、近代化施設の外国からの移植、それにあわせた土地条件整備を優先する方式だったのである。のち水田転作が問題となったとき、この期の土地基盤整備が、乾田化や畑作物栽培に適する改良を欠如した一面的なものであることが、あらためて問題になったのは当然であった」³⁾。そして、当時導入した農業機械は欧米発そのままの大型で、価格が高いに加え、日本の水田耕作に持ち込むといろいろ不具合が発生し、うまく稼働できない。基本法農政の特徴は農林省が作目を決めておく「選択的拡大」と機械、土地区画、販売ルートを規定しておくセット方式、である。

このような政策に対して農民は当然不満であった。事業予定区域では予定返上が起

こった。1962年の事業予定区域の87%が受け入れたのに対し、1963年は73%、1964年は72%というように下がったのである⁴⁾。

農業構造改善事業で決めた「一般の区画整理事業に3反区画制の導入」(土地改良)、そして「制度融資による個別経営の方向付けに力を入れる」ことは、日本農政の政策手法として前例を作り、長い間継承されたという⁵⁾。

農民に土地改良・機械の費用の一部を負担させるため、農業構造改善事業は規定のセットに合わせるよう、農民の「共同経営」を基本にした。しかし、機械がうまく稼働できなく、農林省の規定したセットのままではうまく生産できない。農民負担分のための借金も、セットのままでは大きく、借金の返済で「機械化貧乏」が発生した。その中、補助金目当ての偽装共同なども発見されている。実際に行なった共同化について、1961年施行の共同組織は、1965年にまだ続けているのは全面共同は3割、部分共同は4割ぐらゐしかなく、ほかは農民が離れて解散した⁶⁾。

そして、農作物の需給状況は農林省の予測のまま行かず、「選択的拡大」はたちまち作りすぎと成り、また農林省はまた緊急に「生産調整」を行うことになった。「成長作目とされた畜産物(牛乳、豚)、果実(りんご、みかん)中心の値下がり」の中、農林省も1960年代後半からやむを得ず、玉川方式(作目は多彩)、酒田方式(土地基盤投資を欠き機械、施設も選択)を認めた。

しかし、「当初の農民の強い反発にもかかわらず、セット方式は固持されて、実施要領の手直し(63・4年)は、融資の拡充、県費補助の嵩上げなど」だけが行われた。学者では「セット方式は、日本農政の焦りと、官僚の「おごり」(自分たちで日本農業をつくりかえる)、そして農民不信を象徴する方式であった」という評価が上がっている⁷⁾。総合農政の結果、「上からのすすめで補助金を注入して大規模な農業経営体をつくる、といっても、総合農政のもと、あらゆる農産物に価格不安がつきまとうなかでは、うまくいかない。農民がついていけない」⁸⁾。

ちなみに、1962年に河野一郎がふたたび農相に就任したが、米の統制撤廃を進めようとして、「国土型農林官僚が企画・推進しようとした基本法農政、とりわけ構造政策にはまったく関心を示さなかった」⁹⁾。

農業構造改善事業は「国(行政)が、各地域の自然的、経済的条件を無視して、助成を餌に画一的企画の事業(たとえば3反区画、大型機械、ライスセンターなどの施設をワンセットにした)を上から押し付けようとして、各地でトラブルが発生した」¹⁰⁾。この時期まで、都道府県農林部は生産者米価上がりの陳情(後述)と補助金の分捕り合戦が

仕事のほとんどで、地域に合う政策を打ち出す「都道府県農政」がほとんどなかった¹¹⁾。ちなみに、日本農政に大きな影響を及ぼした学者、東畑精一は「農林省は補助金配分機関」と話した（『補助金と政権党』参照）。

農業構造改善事業の進め方からわかるように、地域に合う政策を打ち出そうとすれば、補助金がなくて、自治体自前で経費を負担しなくてはならない。当時の普通の市町村財政は教育費（小学校建設など）をまかなうにはすでに非常に苦しく、とても余分の農業予算を負担できない。都道府県では、独自政策は知事にとって、知事選挙の際に大きな事業規模にならなく、組織票にもならない。都道府県官僚にとって、非常に工夫が必要でありながら、予算があまりない。都道府県は独自政策をやりたくないのは当然であった。

総合農政（1969～1976）というのは基本法農政と理念が同じである。違うのはこの時期、政府の米全量統制がうまく行かず、米は大量の売り残しが発生した。政府の財政負担が大きくなるとともに、市民も在庫の古い米を配給されて不満であった。よって、政府はそれまでの米増産方針を一変し、減反政策を始めた。総合農政は基本法農政の政策をそのまま実施し、第二次農業構造改善事業を始めた。第二次農業構造改善事業は大型農業近代化施設の導入、そして特に土地基盤整備事業（土地改良）に重点を置いたという¹²⁾。

基本法農政と総合農政の理念・政策手法から、それは需要側経済学の政策であることがわかる。政策手法は補助金、融資など非強制的手段を使うが、政策目的は統制経済と同じである。高度成長が終わることによって、中小企業政策と同じく、農政に対する不満が浮かび上がるようになった。それにともなって、需要側経済学（構造主義の開発経済学）の農政・中小企業政策には修正の動きが出始めた。

農水省構造改善局は1977年から地域農政特別対策事業を始めた。この事業は「中央のプランを現場に降ろす「上からの農政」を自己批判し、現場の自主性に立った「下からの農政」への切り替えを目指したもの」である¹³⁾。

地域農政特別対策事業を主にして、新農業構造改善事業は1978年から始まった。新農業構造改善事業はふたたび新農村建設のメニュー方式を導入した。具体的な政策はむらづくり、小規模基盤整備（一律ではない土地改良）など、地域の実情に合うように調整できるようなものにした。この「地域農政」の発想は当時農林省農政局農政部長渡辺五郎（後に次官）、農政課長田中宏尚（後に次官）からであったという¹⁴⁾。

しかし、地域農政特別対策事業の登場は、「構造政策の理念放棄を意味するものでなく、

1978年再登場の長期的かつ強権的な水田利用再編事業と結びついていた構造事業の新展開を示すものであろう」¹⁵⁾と学者に評価されるように、需要側経済学の政策方向は緩和されたが、まだ続いていた。需要側経済学の政策方向が完全に変わっていないことも、中小企業政策と同じであった。

以上のように、総じて高度成長期の日本農政は需要側経済学の政策であった。

高度成長期にわたって、政府の農業予算の大体5割は食管会計補填（米全量統制の下、政府は農民から買い上げる際の生産者米価が高く、市民に売る際の消費者米価が低いため、その差分は財政負担）、3割は土地改良（土地改良のほとんどはほ場整備）であった。食管会計は政府が持つため、都道府県財政とは直接な関係はない。都道府県に至って、農業予算の半分以上は土地改良であった（『農業予算の変容』参照）。

高度成長期の日本農政の主な内容は土地改良と食管（米の全量統制）であった。食管について、全量買取制度では都道府県と直接な関係を持たないが、1971年の減反は都道府県－市町村と行政系統を使って行なったので、急に都道府県の大きな仕事となった。減反についての蜷川府政の対応、すなわち「京都食管」は別論文に譲り、以下は蜷川農政の理念、蜷川農政の実践、蜷川農政の土地改良に分けて、蜷川府政下の農政を検討する。

3 蜷川農政の理念

蜷川は京都府農政の基本方針について、以下のように述べている。「現在の農村にある労働力をいかに売るかという問題。こんにち資本家いがいのものは、すべて自分の労働力を商品にして生きているのです。……この労働力の売り方が、都会と農村でひじょうに問題があるわけです。……問題として、農村の労働力を売れるようにする¹⁶⁾。蜷川は、農民は自分で経営し、労働力をきゅうりやみかんに変える方法で労働力を売るという。「農家は作ることもともに、今度は売れることも考えなくてはいけない」¹⁷⁾と繰り返した。農民が労働力を売れる、すなわち「経済の事態に即応して、しかも経営として成りたつように指導していく」というのは蜷川府政の基本方針である。

理念が共通している新農村建設に対して、蜷川府政は積極的に協力した。京都府が財政再建の中、1956～1961にわたって、府下70地域で計6億円の事業を実施した¹⁸⁾。京都府は「増産から経営主義へ」¹⁹⁾というスローガンで農政を推進し、新農村建設と同じ理念であった。

しかし、経営主義という自由競争を重視する農政は、2つの問題を克服しなくてはなら

ない。1つ目は農民が前期の市場価格しか情報はないので、生産高は不安定するゆえ、価格は乱高下するという自由市場の情報・価格問題である。2つ目は農民が技術を持たないという零細業者の技術問題である。技術問題について、蜷川府政は改良普及員の充実をはかり、とくに僻地の指導に力を入れた。

自由市場の情報・価格問題について、京都府は1959年に全国初めて野菜価格安定資金制度を導入した。この制度は中央卸売市場での過去5カ年の平均価格を基準価格とし、市場価格が基準価格を30%～50%下回ると、京都府は差額分の30%を補填し、市場価格が基準価格を50%以上下回ると、京都府は差額分の50%を補填するものである²⁰⁾。1959～1963年の間、野菜価格安定資金制度は4回発動された。この制度が発足後、ほかの府県にも普及していき、1962年には22府県が導入した。1963年には、農林省が野菜価格安定資金制度を政府の政策に取り入れた。

当時の工芸作物は問屋などによる庭先の相対取引（あいたとりひき）が普通であった。京都府はより市場を競争的にする施策を各分野にわたってとった。例えば、京都府の特産物のお茶について、1951年から、京都府は農民は価格が有利になる時期で販売できるよう、茶冷蔵庫を設置し始め、1970までに計21箇所となった。京都府は1957年に綾部市農協に荒茶販売斡旋所を設置し、売り手が複数、買い手が一人の相対取引と異なっており、売り手が複数、買い手が複数のせり方式を導入した。その後も助成などを通じて、お茶の市場をつくり、1970年には、京都府の新興の茶業地帯はほとんどせり方式が導入済みであった。宇治田原町など伝統産地はやはり問屋買入なので、京都府お茶出荷高の2割程度がせり方式となった。お茶の他、京都府は1956～1957年に各種家畜せり市を設置するなど、農産物市場の競争促進を進めた。

ちなみに、1950年代京都府農林当局は非常に農業の実態調査を重視した。浜田正農林部長²¹⁾のアイデアで、1956年に農政研究室を農政課に設置し、各課一名の新人職員を選考で採用し、一年間の調査研修に当たらせた。これは浜田正部長の人事方針で、いわば幹部候補生であった²²⁾。

京都府農政の行政体制について、1956年に河野一郎農林大臣の発意で、各都道府県に農協中央会と同様に、独立事務局を持つ農業会議（農地系統）を設置させた。しかし、浜田正農林部長は京都府農業会議を「農政サロン」にするという考えを繰り返して表明し、専従の事務局を置かず、農林部農政課農林会議系の体制をとった。都道府県の中で農政課が農業会議事務局を兼ねるのは非常にめずらしく、1960年代前半に、会計検査院から注意を受けた²³⁾。1970年に、山田芳治副知事（兼農林部長）、泉清三郎農政課長（山田芳

治直系)が支持したので、京都府が人件費全額助成の下、初めて専任10人の農業会議事務局ができた²⁴⁾。なお、浜田正農林部長がなぜ農業会議に専従の事務局を置かないのかについては、浜田正本人が語っていなかったので、よくわからないという²⁵⁾。

ともあれ、ここで注記したのは、よその府県と比べて、京都府農業会議が調査にとくに力を入れる伝統は、浜田正農林部長がつくったということである。

農協について、蛭川は「全国に先駆けて、1955年、(弱小)農協合併の必要性を強調し、農協中央会の指導を中心に合併指導を進めた」。その後、農協の自主的合併があまり進まなかったため、1962年に、「府農協体質改善委員会を発足させ……府が前面に出ての合併促進が展開されるようになった」。それゆえ、京都府は全日農(社会党系)と激しい対立が起こったという²⁶⁾。蛭川が農協会合のあいさつで、一部の農協は農民の預金を集める金融機関となり、農産物の販路など農民の経営を考へることもなく、上意下達で農民のコントロールばかりすると批判を繰り返した。京都府の弱小農協合併、そして農協の体質改善の背後は、河野一郎が農協支配体制を弱体化させ、別系統の農業組織をつくる政策構想と同じ問題意識があったかもしれない。ちなみに、当時京都府農業会議事務局総務課長・渡辺信夫は「京都府も市町村も京都銀行と京都信用金庫を金庫に指定しているが、農協をも金庫に指定してくださいと蛭川に言った。蛭川は、農協は法律で組合金融を守られているから、金庫指定は認めないと言った」(2014年5月、渡辺信夫に聞き取り)。

1960年の基本法農政が始まった後、蛭川は農民の労働生産性向上によって一人あたり所得向上をはかるという理念自体は、そのとおりであり、異議をさしはさむ余地はないと述べた。ただ、出稼ぎ農民の不安定な就業状況から見て、彼らは「保険」として農地を保有しているのが現状で、基本法農政の想定する「大多数の農民が農地を捨てて都市に入り、残った農民で農業が大規模化する」という構図はうまく行くのか、農民を農地を捨てたいのかという疑念を抱かざるをえない。むりやり農民に農地を捨てさせる「大規模化」には断固反対すると意見を表明した。

農林省での会議で、浜田正農林部長は基本法農政に反対するという立場をとった。都道府県の中で、京都府だけが反対したという²⁷⁾。

1961年に農業基本法が成立した後、桑原正信・京都府農業会議会長(京都大学農学部)は選択的拡大という方針では、食糧(米)を確保できない、6割の兼業農家について対策がないという理由で、反対を表明した²⁸⁾。ちなみに、桑原正信はどちらかと言うと、近代経済学の学者で、中央米価審議会の委員を同時に務めているなど、蛭川と中央とのパ

イブにもなったという（『自民党農政史』参照）。

京都府当局は基本法農政に反対したが、農業構造改善事業の推進する大規模化は日本農業に適した技術がないことを知らなかった。京都府は農民の意向を尊重する前提を取りながら、当初は共同化－大規模化を進める方向であった。1960年に、京都府は府農業共同化対策要項を公表し、農林部に共同化対策室を設けて、各地方事務所に共同化対策協議会をつくった。この共同化の動きは1961年「農林部長の交代²⁹⁾とともに中断してしまった」という³⁰⁾。

蜷川本人は1963年11月に京都府町村会定期総会で、主産地形成促進の際に、京都府は共同化－大規模化を進めようとした結果、農民に迷惑をかけてしまい、反省しているとあいさつした³¹⁾。

その後、京都府は農政の方向を転換し、中央の農業構造改善事業が京都府農村の状況にあうよう、府単費で補助や直営事業を行なった。

1964年2月に、未指定市町村担当職員を対象に行われた構造改善事業説明会では、京都府農林部農政課長・越後茂は「府の考え方」について説明した。農業構造改善事業の時期に入った後も、京都府は新農村建設の時期の「増産から経営主義へ」の方針を変えていなかった。蜷川府政の農政は「きめこまかい」と定評があるが、このきめこまかさは単に農林省より担当地域が減退されているからではない。農林省がセット方式で画一的に進める資本蓄積（需要側経済学）に対し、農民・市町村の主体性を尊重して、農民の経営がうまく行くように、農民が独自でできない技術問題・価格問題（流通問題）を行政が解決する立場（供給側経済学）である。

1978年6月に、京都府農政課が出した文書で、京都府の第1次農業構造改善事業について以下のようにまとめた。

「京都府においては、農業構造改善で自立経営を育成するには、同時に、そこからはみだす農家の対策をも検討する必要があるとして、1次構をむりやり推進することとせず」

基本法農政、総合農政は農民が土地を手放したくなく、逆に兼業化が進むことによって、農業の大規模化による労働生産性向上という目的は失敗した。京都府は京都市という大都市、あるいは丹後機業という農村工業が発達し、農民の兼業の機会が多いので、全国以上に農民の兼業化が進んだ。このような状況の中、京都府は農民が土地を手放すという農林省の希望に託さなく、終始、農民が自ら選んだ兼業化を前提に農業振興をはかった。

府の示す農業近代化の方向：

- ①農村の労力不足に対処し、またやすい生産費で農産物を生産するために省力経営をすすめる。
- ②売れる農産物をつくるために、その特産物をつくる。
- ③特産地の農産物が高く売れるように価格流通対策を確立する。
- ④農協が真に農民の立場に立って農業経営を守り発展させる役割を担えるよう体質改善を図る。

(『第1次農業構造改善事業実績概要』)

この方針からはっきりと京都府農政の自立－供給側経済学という方向性を読み取ることができる。

1964年1月、京都新聞主催の新春放談で、蜷川は「白菜つくる、トマトつくるというけれども私は金をつくれといっているんです」と京都府農政の基本方針をまとめている。蜷川は京都市でトマトが1個45円であるが、山一つ越えて、産地の亀岡では4.5円とある。この4.5円のトマトを、たとえ農民が9円で売ることができれば、5反の農地が1町となった効果と同じである。

「もっと農家に農業経営を指導すれば、それから流通部面と生産部面とがうまくむすびつくようにすれば非常によくならないかと思うんです」(『蜷川知事講演・挨拶・談話集』参照)。蜷川は中央卸売市場出荷だけではなく、直販など流通の多様化をも進めた。

4 蜷川農政の実践

具体的な事業を見ると、1963年に、特産地作り5カ年計画をつくり、府単費の商品化農産物生産改善推進事業を始めた。1964年に、特産地経営資金制度をつくり、集団産地育成のため融資を始めた。1967年に、小規模特産地開発事業を始め、里山など小規模特産地を府単費で補助の対象にした。

京都府下各地方は農民の創意工夫による成功事例はいろいろあるが、サンケイ新聞が取り上げた瑞穂町のくり園の事例を例に、京都府の特産地づくりを見たい。サンケイ新聞は反蜷川府政の立場で取材し、本をまとめたのである。くり園の事例でも、「蜷川はボス支配から保守の地盤を奪ってけしからん」という主旨で書かれたことを付言しておきたい。

瑞穂町の檜山くり園は100Haの西日本一のくり園であったという。その始まりは、1963年に、農家・町会議員初当選の庄林光治が、若者が町をどんどん出て行く中、町の農業で「もうけ口」を探そうとしたことであった。庄林光治は戦前に開拓された800本のくり園からヒントを得て、町の公民館に来た蜷川知事が「農民はもっと頭を使わんといかん。やる気のある農家には、どんどん府が金を出します」と約束したことを思い出した。半信半疑のまま、町長を通じて、蜷川知事の意向を打診した。府農林部の反応は早く、開拓パイロット事業に指定した。山は地区の共有財産区なので、全戸の賛成を得なければならなかった。説得のために町長、府農業改良普及員がやってきて、庄林光治を含む役員十人が責任を持つことで、全戸の賛成を得た。1965年から事業が始まると、パイロット事業に消極であった人も、整地作業に日当が出るので、積極的に変わり始めた。その後、1967年に開園、1969年に完成し、年々生産は伸びて、週末はくり拾いに京阪神から観光客が大勢来た。「農山村の構造は、補助金や融資によって、組み替えられ、地主や「農村ボス」にかわって組合がリーダーシップをとっている。……瑞穂はもともと保守の地盤だった。しかし、くり園経営が、軌道に乗った45年の知事選で改革の勢力逆転に成功、蜷川知事の実票率は51.2%と、保守系対立候補を抜いた」³²⁾。ちなみに、1970年(6選)、1974年(7選)の知事選では、蜷川が町村合計で対立候補に勝った。

農産物流通について、京都府は1950年代に引き続き、1963年に50%の補助で、宮津市において丹後竹材流通センターをつくった。1964年に丹後農産物流通センターをつくって、丹後地域の農産物が地元で販売できるようにした。その後、京都府南部で自治体、会社がつくる市場の費用を補助し、1972年に和知町で間伐材流通センターをつくった。

総合農政期(1969～1976)の農林省の政策変化について、京都府農業会議会長・桑原正信によれば、「要は米を減らせ」³³⁾、すなわち減反政策であった。減反政策の京都府の対応、すなわち「京都食管」は別論文で検討することにし、ここでは引き続き京都府の農産物価格対策を検討したい。

農産物の価格対策として、蜷川は農業会議に諮問し、農業会議からの答申をもとに、社団法人として、京都府野菜経営安定資金協会を設立し、1972年6月に、野菜安定資金制度を始めた。ちなみに、当時は国の野菜価格安定制度を実施するほか、独自に野菜安定資金制度を始めたのは都道府県で京都府だけであったという。

具体的に、反当たり手とりの9割を保証するもので、不足分は京都府野菜経営安定資金協会が補填する。資金造成は府が6400万円と1/2を出資し、残り1/4が市町村と

農協、1/4が農家負担となる。反当たり手とりが標準の10%を上回った場合、超えた分の1/2が高収益積立金と積立てられ、3年ごとに無事戻しされる。条件は農協を通じた共同販売であり、国の制度のように出荷先を中央卸売市場に限定しない。

京都府の説明によれば、京都府野菜経営安定制度の考えは以下のとおりである。

「国の制度（野菜出荷安定資金制度）は果菜類30Ha以上、その他野菜50Ha以上、共同販売率2/3以上、指定消費地域出荷率1/2が条件となっている。

（この制度のもとでは）対象市場や出荷対象期間が一方的に定められており、保証基準額も対象市場での平均価格で画一的に定められているほか、農家、農協、市町村の意見が直接反映されない。

京都府の場合、生産農家が15戸以上で栽培面積3Ha以上という小集団産地でも、共同販売率100%を前提として加入を認め、かつ消費地域を指定しない

（京都府は「反当粗収益安定方式」をとったが、そのような考え方は、野菜づくり農家の「キャベツなら最低反収10万円を確保したい」というそぼくな要求に立脚しながら、「せめて米なみの家族労働報酬を」という生産費保障への発展を展望していることである。

このため制度は画一的なものでなく、地域の実情に即したものでなければならない。その点からいって制度実施の組織は、適正な組織規模を確保する方向で、産地ごとに作っていくべきである。

また、この構想は生産者の下からの盛り上がり、生産者の責任ある行動が重要な前提条件であり、その意味から野菜生産謳歌が直接組織に加入する登録農家方式をとり、生産農家の自主性と民主的運営を基本とする³⁴⁾。

京都府の野菜価格安定制度の主な特徴は以下の2つである。

①全国の制度の価格保証ではなく、反当粗収益保証（原文ママ、「反当たり」を指す）である。

野菜は不作になると、価格は高騰することになる。価格は高くなるが、農民の手とり所得は低くなる。よって、

反当売上高－反当コスト＝反当粗収益（給料＋利潤）

という考えに基づき、反当粗収益を保証対象にする。

②農協支部単位で作目ごとに平均反当粗収益を計算し、保証基準にする。

反当粗収益を保証対象にする以上、地区による作況の差が大きな影響がある。よって、農協支部単位で各自保証基準をつくる方式とする。同じ農協支部でも、農民の技術水準

等々によって、当然作況にまた個人差がある。京都府は個人差をやる気ある農民のインセンティブとしてそのまま維持するという方針をとったといえよう。例えば、農協支部平均は不作で、支部平均反当粗収益が保証基準を下回ったが、もし支部下に作況が悪くなく反当粗収益が保証基準を上回った農民がいても、他の農民と同様に補償金を受け取ることになる。同支部のすべての農民は、支部平均反当粗収益と支部保証基準の差によって、積立なのか、補償なのかが決まるわけである。前述資料の「生産農家の自主性と民主的運営を基本とする」というのは、この農協支部単位のことを指している。

高度成長期を通じて、米生産は食管制度があり、あらかじめ決められた生産者価格による政府の全量買取なので、価格変動の心配はない。しかし野菜は自由競争なので、価格変動が不安定で、農民は前期の価格を参考に生産を決めるしかなく、経営が非常に不安定であった。よって、野菜生産においては、価格対策による補完が自由流通を維持するためには必要であったのである。

野菜生産は作況の影響が大きいので、反当粗収益保証は考えとして、明らかに価格保証より合理的である。しかし、なぜ農林省は反当粗収益保証方式をとらないのかというと、「地区ごとに保証基準が違い、客観性にとぼしいという考えではないかと思う」という³⁵⁾。渡辺信夫は全国の政策会合にしばしば参加していたことを考えれば、重みがある発言といえよう。

京都府の野菜価格安定制度実施後、農業会議の調査によって、農民から上がった主な不満は「もうかっていないのにとられる」、そして「補償額が低い」ということであった。第5章で述べるように、京都府は均衡財政を堅持する以上、財政力の範囲内でしか政策を打ち出すことができない。京都府農業会議では、「予算が少ない」という、京都府にはどうしようもない事情を除けば、反当粗収益保証は成功裏に運営されたとと言えるであろう³⁶⁾。

京都府は1969年に、「農業近代化資金を利用することが困難」な経営耕地面積8反未満でかつ年間所得85万円未満の農家を対象に、「零細農経営改善資金」という融資を始めた。融資資金は農協系統資金で、京都府と市町村が半分ずつ出資の農業信用基金協会が債務保証を行う。農家は営農指導を受けるかわりに、無担保無保証人で融資を受けることができる。なお、零細農に対する無担保無保証人融資は、京都府が都道府県ではじめてであったという。この融資は、1969～1973年の間に、一件30万円から50万円ぐらいの規模で、2333件、計5億678万円行われた³⁷⁾。

蜷川は零細農経営改善資金について、以下のように述べ、経営の向上（供給側経済学）

そして自治意識の向上（自立）の立場を強調し、そのためにお金だけではなく指導をもにする方針を示した。「融資は、一種のカンフル注射か輸血のようなものといえるので、それだけで病気は回復しないかもしれない。したがって、かならず事後指導がともなわねばならないであろう。そして同時に、これら庶民大衆が病気の原因を認識し、その意識を高める工夫をすることも大切であろう」³⁸⁾。

基本法農政－総合農政期に、1968年の都市計画法は近郊農業に大きな影響を及ぼした。すなわち、都市計画区域内の場合、市街化区域と市街化調整区域の線引問題であった。線引にあたって、全都道府県のうち京都府だけが農業会議－農業委員会と農業関係から意見を入れた³⁹⁾。建設省通達では、20Ha以下の調整区域編入（市街化区域に調整区域の穴を開ける）は認めなかったが、京都府は5Haまでは調整区域を認め、「建設省の了解（黙認）をとりつけたのである」⁴⁰⁾。農業関係から線引担当の当時京都府農業会議事務局総務課長・渡辺信夫によれば、彼は「東京（美濃部亮吉知事）、横浜（飛鳥田一雄市長）にも線引き問題で応援してくれと頼みに行った」。実際の線引にあたっては、住民の意向を尊重するという方針は簡単なことではなかった。渡辺信夫は「まず調整区域にしても、将来はまた市街化区域にすることができる。しかし、一旦市街化区域にしてしまうと、宅地並み課税で農地がつぶれ、後悔しても二度と田んぼはもどらない」という理屈で、調整区域に編入するよう農民の説得にあたった。京都府建設行政の役人も、同様に農業よりの意見であった。しかし、町村などは市街化区域にしたいと考え（土地の評価価格が上がると、町村税の固定資産税が増える）、京都府と反対の宣伝を行い、農民はなかなか決断できない状態におちいった。とくに年寄は、田んぼを売ってアパートでもにし、お金を手に入れて、死ぬまで海外旅行に行きたいというのが多い。このように農民の意見はなかなかまとまらない。たとえば、大山崎町の農民の意見は一週間のうちに数回ころころ変わった。都市計画行政は都道府県から政令指定都市に移譲され、京都市は独自に線引を行なった。京都市の方は京都府の逆に、建設省通達のとおり、20Ha以上を市街化調整区域の基準にし、どんどん市街化区域編入に向けて働きかけた⁴¹⁾。ちなみに、当時京都市長の船橋求巳（ふなはしもとみ）は市幹部出身の革新市長であった。府と市の関係は蜷川が公開で船橋求巳を批判するなど、前任の富井清（とみいきよし、医者出身の革新市長）、井上清一（蜷川府政以前の京都府副知事出身、保守市長）時代より、悪くなった。

1977年からの「地域農政」について、京都府は「基本的立場と一致する」と以下のように歓迎した。

農林漁業は、いわば、自然利用産業であり、工業と異なって各地域の風土と生産基盤を無視して、全国一律に機械や技術をそろえるだけでは発展させることはできない……農家の要求と創意工夫に学び、（農政を展開しなくてはならない）。

最近、国の農林漁業施策においても、全国画一方式から地域の自主性を尊重する方向に考え方を切り替えようとする傾向がみられるとともに、食糧・農業問題をめぐり国民的合意となりつつある考え方は、まさしくこれまで府農林行政が貫いてきた基本的立場と一致するものである

（『昭和 52 年度耕地事業の概要』, P1）。

以上のように、蜷川府政の農政は依存－需要側経済学の方に反対し、一貫して自立－供給側経済学の方をとった。なお、ここで言う需要側経済学とはケインズ主義を指し、供給側経済学は経営主体の自立性を重視する経済政策を言う。そして依存（前近代性）と自立（前近代性の克服）は丸山真男を代表にする戦後派知識人の定義に従う。

蜷川府政の農政は選挙で争点化される福祉（革新）－成長（保守）の対立軸とは関係なく、ただ各地の状況に応じて政策を調整し、農民の意向を尊重して政策を打ち出すことを主張した。蜷川が「革新というのはなにか変なことをやるのではない」と言うように、京都府という自治体の農政を担当している以上、地域の状況や農民の意向を尊重するというのは当たり前であった。しかし、この当たり前のことは高度成長期において、ほとんどの都道府県でやらなかったのである⁴²⁾。蜷川府政の農政は全国に先駆けて多くの政策を打ち出した背景は、自治体農政という考えさえ存在しなかった高度成長期の日本農政の不合理であった。

地方財政研究の分野において、補助金は自治体をコントロールする手段として批判されるのは通説となった。しかし、新農村建設のメニュー方式の補助金（自立－供給側経済学）と基本法農政のセット方式の補助金（依存－需要側経済学）は明らかに性格が逆である。京都府も市町村への補助金をメニュー方式（補助対象事業は市町村が選択する）で支出した。京都府当局は「他の府県に例をみないものである」、「ひもつきでないのが特色で、市町村の実情にあった対策が自主的に行えるよう配慮しています」と説明した⁴³⁾。このメニュー方式の補助金は野中広務（京都府町村会長経験）に蜷川府政のユニークのところで、市町村自治を助けたと評価されている⁴⁴⁾。

5 蜷川府政における土地改良

京都府の土地改良は選挙で争点化されている。「蜷川府政は革新で、土地改良に消極的なので、京都府は土地改良が遅れた」というのは府政転換後の通説となっている⁴⁵⁾。本節は都道府県農業予算の半分程度を占めている土地改良事業を取り上げ、福祉-成長(投資)という選挙で描かれた構図は京都府の土地改良に当てはまるのかを検証する。

府政転換後初めての京都府農業振興構想(1981)では、林田知事は府下で遅れた土地改良事業を府政の最重点事業と位置付けて、数値目標を決めて進めると書いてある。問題は、土地改良事業は統計が錯綜し、事業量について資料によって全然違う数字になっていることである。

京都府の土地改良の事業量について、現存している資料は、京都府農業会議『地域の条件を活かした土地改良の総合的推進で地域農業の再建を』(1977)、京都府農林部(農政課)『京都府農林部行政の概要』、京都府農林部耕地課『耕地事業の概要』、近畿農政局『近畿農業情勢報告』の数種類がある。要注意なのは、土地改良はほぼほ場整備と同意語として使われている。表1~表4から、出所によって、統計データが異なることがわかる。なかんずく、『京都府農林部行政の概要』は1981年度、1982年度と2年度連続ではほ場整備率全国比較を掲載したが、1982年度は掲載データが大幅に改訂された。

京都府農業会議資料(表1)は農振地域等水田が分母になっている。京都府農林部(農政課)資料(表2)、京都府農林部耕地課資料(表3)は定義を書いていない。近畿農政局資料は統計データの定義が(水田区画整理/全水田面積)であり、1984年度以降は農地1枚3反以上の整備だけが分子に入る。なお、近畿農政局は1970~1983年度の間、データを掲載しなかった。また、農振地域等水田はほぼ全水田と同じである。ちなみに、京都府土地改良事業団体連合会は「京都の土地改良」という出版物で、京都府農林部耕地課資料(表3)を使っている。

すべての資料は調査の方法など記していない。農地系統の京都府農業会議元事務局長・渡辺信夫も、これらの資料を見てもそれがわからなかった⁴⁶⁾。京都府農林部(農政課)、京都府農林部耕地課の資料でさえ異なっていたことから、ほ場整備の統計は種々雑多な系統でまとめられ、かなり混乱していたことが考えられる。平地と中山間地域が違うなど、水田自体はさまざまな形があり、統一された統計をつくるのは難しい。ほ場整備自体については、農民が要望している3反以下のほ場整備を計上するのかなど、いろいろ計算上錯綜しているので、近畿農政局は1984年度以前統計データを掲載できなかったと

表1 1975年京都府地域別・事業別の土地改良状況

%	ほ場整備	農道整備	用水整備	排水整備
京都府	20	18	36	18
丹後	55	28	44	33
中丹	13	14	22	14
南丹	4	18	48	2
京都・山城	14	13	30	27
近畿平均	24	17	25	17
全国平均	51	29	42	34

(出所) 『地域の条件を活かした土地改良の総合的推進で地域農業の再建を』

表2 京都府のほ場整備率全国比較 (京都府農林部)

%	京都	滋賀	大阪	兵庫	奈良	和歌山	計	全国
1978	7.0	27.1	0.2	31.1	0.5	0.9	21.0	31.5
1979	8.9	32.1	0.6	34.3	0.8	1.2	24.1	34.6
1980	11.2	36.5	0.6	41.1	1.1	1.4	28.3	37.7
1981	13.5	39.9	0.9	43.9	1.7	1.6	30.8	40.5
1982	15.9	44.1	0.9	46.4	1.8	1.6	33.5	42.1

(出所) 1982年度『京都府農林部行政の概要』

表3 京都府の主体別ほ場整備率

	府営 (Ha)	団体営 (Ha)	整備率
1969	189	561	2.40%
1970	73	634	2.80%
1971	31	665	2.90%
1972	96	761	3.30%
1973	154	915	4.00%
1974	96	1011	4.40%
1975	104	1115	4.80%
1976	199	1314	5.70%
1977	273	1587	6.90%
1978	468	2055	8.90%
1979	530	2585	11.20%
1980	534	3119	13.60%
1981	538	3657	15.90%
1982	549	4206	18.30%

(出所) 各年度『耕地事業の概要』

表4 京都府のほ場整備率全国比較 (近畿農政局)

	%	滋賀	京都	兵庫	和歌山	大阪	奈良	全国	近畿
	1970	33.0	15.0	7.0	8.0	3.0	0	31.0	13.0
30a ~	1984	48.8	7.5	28.9	0.1	1.1	2.2	36.9	
	1985	51.5	9.6	30.6	0.3	1.5	2.6	38.4	

(出所) 各年度『近畿農業情勢報告』

考えられる。

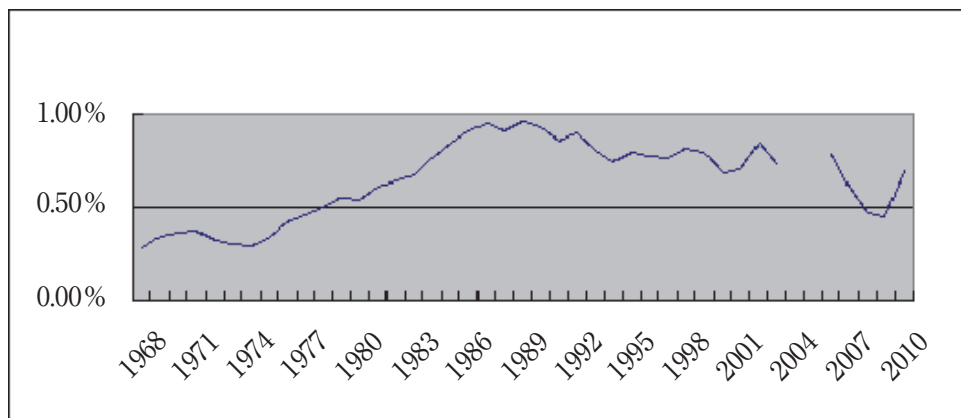
以上の資料のいずれにしても、京都府のほ場整備率は1977年度（蛭川知事退任）まで、和歌山県、奈良県（古墳が多い）より高いが、兵庫県、滋賀県より低いことがわかる（大阪府はほぼ全域が市街地なので、比較できない）。

蛭川府政期の京都府当局も同じく、京都府のほ場整備が遅れたと認識している。以下の資料のように、1973年度から『京都府農林部行政の概要』は農林行政の方向の第②項に生産基盤整備の「積極的な推進」を盛り込み、訴えた。

京都府農林部耕地課の資料によって、「昭和46年度からは、農業経営の向上のため総合的な効果が最も期待できるほ場整備事業と、農産物の商品化率の向上に最も有効な農道整備事業を中心に進めてきた」⁴⁷⁾。

事業量に関して、前述のとおり統計データが整備されていない。よって、ここでは投資額をもって京都府のほ場整備事業を見たい（図1）。ほ場整備事業は国主体があまりなく、団体主体（市町村、土地改良区）と都道府県主体がほとんどである。ほ場整備事業について、団体主体としても、知事の許認可・補助金権限が大きく、都道府県当局が大きく関わっている⁴⁸⁾。図1について、統計データは1968年度からなので、1968年度から始まっている。図1から、1974年度から、京都府は全都道府県以上のペースでは場整備を進めたことを確認でき、前記京都府農林部資料でいう「府下で全般的におこなわれているほ場整備を中心に、土地基盤の整備を積極的に進める」ことは確認できる。これで、蛭川府政期はほ場整備を積極的に進めようとしたことがわかり、選挙での通説、「蛭川府政は革新で、ほ場整備に消極的であった」ことは当たらないことがわかる。

図1 京都府農業基盤整備投資全国比



(出所) 各年度「行政投資実績」

ただ、図1から京都府のほ場整備事業は自民党府政期と比べ、蜷川府政期は全都道府県比が低かったことがわかる。表5 京都府におけるほ場整備事業量からも、1978年度府政転換後、団体営にせよ、府営にせよ、京都府におけるほ場整備事業量が大きく増えたことがわかる。府営ほ場整備事業の場合、蜷川府政期は久御山町の一事業しかなかった。

ほ場整備事業は高度的に政治的配分であることは、先行研究やジャーナリズムによって明らかになった⁴⁹⁾。中央のコントロールがきく原因は、ほ場整備事業の事業主体は地方自治体などであるが、事業費が膨大なので、中央の補助金を得ないと地方はあまり単費で進めることができないからである。広瀬道貞は1980年参議院全国区選挙の農業基盤整備局次長OB候補（土地改良関係技官のトップ）の都道府県別得票貢献率（当該府県での得票数／総得票数）と都道府県別ほ場整備事業費全国比（当該府県でのほ場整備事業費／全国ほ場整備事業費）の比較をした結果、数字がほとんど一致し、都道府県別ほ場整備事業費は得票貢献率どおりに配分されていることを確認した。

京都府の場合、1973年当時、京都府農林部農林企画課長（農政課長）であった庄野勇夫によると、「片山啓介（当時農林部耕地課長）から、（片山啓介が）農林省行って、農林省の人は表（各都道府県での得票状況）を手にして、参議院議員（農業基盤整備局次

表5 京都府におけるほ場整備事業量

府営ほ場整備事業		(百万円)	団体営ほ場整備	(百万円)
	地区数	事業費	ほ場整備事業費	
			(出所) 耕地事業の概要	(出所) 農林部行政の概要
1967				9
1968				11
1969				13
1970				
1971				14
1972	1	6		140
1973	1	41		177
1974	1	99		160
1975	1	148	214	206
1976	1	146	513	506
1977	1	260	583	
1978	1	428	882	
1979	4	480	906	
1980	7	935	1655	
1981	10	1330	1692	
1982	14	1530	1761	
1983	19	1810	1962	

(出所) 各年度『農林部行政の概要』、『耕地事業の概要』

長 OB) の票が少ないと言い、土地改良の補助金が少ないと言う話を聞いた」⁵⁰⁾。筆者は庄野勇夫に京都府が土地改良を積極的に推進するという文書を見せたら、庄野勇夫は「補助金少ないのでやらないと言えないので、やるという」と答えた。以上のように、蜷川府政は意図的にはほ場整備を進めなかったことはなく、中央の補助金の政治的配分によって、補助金が少なく、ほ場整備を進めることができなかつたことがわかる。

実際には、京都府の農業団体も同じように理解している。庄野勇夫は「退職した後、農協の理事と酒飲んで、(理事は) お前しょうもないことやった(京都食管) と話した。(庄野勇夫は) いいではないかと言ったら、(理事は) おかげで土地改良のお金降りなかつたと言って怒った。いまは(農協が) 普通に(政府に) 反対するが、当時はお上に逆らうのはとんでもないこと」⁵¹⁾。

6 結 論

蜷川虎三は必ずしも農政の専門家ではなかつた。よつて、中小企業政策と違い、蜷川は漁業以外の農政について、原則・方針の指示と方向付けにとどまり、具体的な施策は農林部長・農政課長に任せた。

以上、蜷川府政の農政を検討してきた。

現在の読者の中には、蜷川府政の農政に見られる政策を当然であると感じる向きもあるかもしれない。

しかし、当時を振り返れば、他府県の農政は、行政不在の言つてよい自立的思考に欠け、中央に依存する状態であつた。「水平的政治競争モデル」(村松岐夫) のいう補助金分捕り合戦を行い、中央から地方への「補助金の配分機関」に過ぎなかつたのである。この時代の中、蜷川は調査・検討の上で農政を打ち出し、彼自身が形容したように、「行政の職人」としての役割を実践していたのである。

高度成長期の中、行政として成り立つた蜷川府政の農政は際立つて優れていた。

注

- 1) 『戦後農業構造の軌跡と展望』, P155。
- 2) 『日本農政の戦後史』, P48。
- 3) 『日本農政の戦後史』, P67。
- 4) 『日本農政の戦後史』, P67。
- 5) 『日本農政の戦後史』, P72。

- 6) 『日本農政の戦後史』, P73。
- 7) 『日本農政の戦後史』, P67。
- 8) 『日本農政の戦後史』, P132。
- 9) 『体験的官僚論』, P163。
- 10) 『日本の農業 150 年』, P179。
- 11) 2014 年 5 月, 京都府農業会議元事務局長・渡辺信夫に聞き取り。
- 12) 『日本農政の戦後史』, P113。
- 13) 『戦後農業構造の軌跡と展望』, P342。
- 14) 『体験的官僚論』, P115, 116。
- 15) 『日本農政の戦後史』, P132。
- 16) [1962 年府議会答弁], 『道はただ一つこの道を』, P209。
- 17) [1968 年府議会答弁], 『道はただ一つこの道を』, P206。
- 18) 『戦後における京都府政の歩み』, P122。
- 19) 「府政だより資料版」, 1959.4。
- 20) 『戦後における京都府政の歩み』, P121。
- 21) 農林省から出向後, そのまま京都府に残った。
- 22) 『京都農政情報』, [1974.12], P16。
- 23) なぜなら, 政府の農業会議関係を補助金をもらいながら, 専従の事務局がないからである。
- 24) 『京都農政情報』, [1974.12], P16。
- 25) 2014 年 5 月, 当時農政課職員・渡辺信夫に聞き取り。
- 26) 『くらしとふるさとをきずく』, P65。
- 27) 『京都農政情報』, [1974.12], P16。
- 28) 『京都農政情報』, [1974.12], P41。
- 29) 浜田正から神川清(かみかわきよし)に。
- 30) 『戦後における京都府政の歩み』, P122。
- 31) 京都府町村会定期総会, 「蜷川知事あいさつ集」, P7。
- 32) 『革新自治体: その構造と戦略』, P82 ~ 86。
- 33) 「京都農政情報」[1971.1], P31。
- 34) 「研修通信第 209 号」, P4。
- 35) 2014 年 5 月, 当時京都府農業会議事務局総務課長・渡辺信夫に聞き取り。
- 36) 「京都農政情報」, [1978.1], P38。
- 37) 「研修通信第 243 号」, P5 参照。
- 38) 「研修通信第 44 号」。
- 39) 「京都農政情報」[1974.12], P18。
- 40) 『くらしとふるさとをきずく』, P120。
- 41) 2014 年 5 月, 渡辺信夫に聞き取り。
- 42) 2014 年 5 月, 渡辺信夫に聞き取り。

- 43) 「研修通信第192号, 第216号, 第243号」参照。
- 44) 回想録, 府議会質問等多数。
- 45) 『野中広務: 素顔と軌跡』参照。
- 46) 2014年5月, 渡辺信夫に聞き取り。
- 47) 昭和52年度『耕地事業の概要』, P4。
- 48) 『破綻国家の内幕』参照。
- 49) 『補助金と政権党』, 『破綻国家の内幕』参照。
- 50) 2014年5月, 庄野勇夫に聞き取り。
- 51) 2014年5月, 庄野勇夫に聞き取り。

参考文献

- 荒幡克己 (2010) 『米生産調整の経済分析』農林統計出版。
- 石原健二 (1997) 『農業予算の変容』農林統計協会。
- 海野謙二編著 (2002) 『野中広務: 素顔と軌跡』思文閣出版。
- 川村琢 (1977) 『農産物市場問題の展望』農山漁村文化協会。
- 京都農政研究会編著 (1974) 『くらしとふるさとをきずく』民衆社。
- 京都府経済農業協同組合連合会 (1981) 『京都府経済連30年の歩み』京都府経済農業協同組合連合会。
- 京都府政研究会 (1973) 『戦後における京都府政の歩み』汐文社。
- 京都府農業会議 (1977) 『地域の条件を活かした土地改良の総合的推進で地域農業の再建を』京都府農業会議。
- 京都府農業会議 (各年度) 『京都農政情報』京都府農業会議。
- 京都府農林部 (1971) 『京都府米生産調整対策について』京都府農林部。
- 京都府農林部 (1973) 『農業構造改善事業概要書 昭和40-43年度』京都府農林部。
- 京都府農林部 (各年度) 『京都府農林部行政の概要』京都府農林部。
- 京都府農林部耕地課 (各年度) 『耕地事業の概要』京都府農林部耕地課。
- 京都府農林部農政課 (1974) 『米生産調整と京都府の対応』京都府農林部農政課。
- 京都府農林部農政流通課 (1976) 『「京都産米」と生産調整』京都府農林部農政流通課。
- 近畿農政局 (各年度) 『近畿農業情勢報告』近畿農政局。
- 佐竹五六 (1998) 『体験的官僚論』有斐閣。
- サンケイ新聞 (1974) 『革新自治体: その構造と戦略』学陽書房。
- 自治省大臣官房地域政策課 (各年度) 『行政投資実績』地方財務協会。
- 庄野勇夫 (1990) 『軌跡』シムロ印刷。
- 暉峻衆三編 (2003) 『日本の農業150年』有斐閣。
- 東京新聞取材班 (1991) 『破綻国家の内幕』角川書店。
- 橋本玲子 (1996) 『日本農政の戦後史』青木書店。
- 広瀬道貞 (1993) 『補助金と政権党』朝日新聞社。

笛木昭（1991）『戦後農業構造の軌跡と展望』富民協会。

細野武男編（1974）『道はただ一つこの道を 蜷川虎三自治体論集』民衆社。

吉田修（2012）『自民党農政史』大成出版社。

